

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内三丁目4番2号

三菱製紙株式会社

取締役社長 佐 藤 健

第144回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、当社第144回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年6月25日（木曜日）午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目4番2号 新日石ビル
当社会議室（7階）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第144期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第144期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役9名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.mpm.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

〔平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで〕

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

米国の金融不安を契機として、秋以降、実体経済の減速が世界規模で急激に進み、わが国経済に大きな影響を及ぼしました。紙・パルプ業界におきましては、国内外の需要の急減に対応するため、印刷・情報用紙を中心にかつてない規模の減産を実施する状況が続いております。

当社グループは、中期経営計画「ポストフェニックスプラン」初年度の目標達成に向け、事業活動を展開してまいりました。期前半は計画どおりの業績で推移いたしました。秋以降、経済環境の急激な悪化により、収益状況は大変厳しいものになりました。

紙・パルプ部門につきましては、期前半は需要が堅調に推移し、また、原燃料価格の高騰を受けて製品価格の修正を実現いたしました。期後半に入って需要が大きく落ち込み、市況維持・需給バランス改善のため大幅な減産を余儀なくされる状況となりました。

海外では、欧州ドイツを拠点に情報用紙事業を行っておりますが、取り巻く環境は日本以上に険しく、とりわけ期後半は世界経済悪化の影響を受け、厳しい状況で推移いたしました。

写真感光材料部門につきましては、世界的に写真の需要が縮小するなか、拡販に努め、写真用原紙の販売を伸ばいたしましたものの、写真印画紙や印刷製版材料の販売が減少いたしました。

これらの結果、当社グループ全体の連結売上高は2,531億2百万円と、前期に比べ2.1%減となりました。

損益面では、印刷・情報用紙の価格修正、コストダウン等の増益要因がありましたが、原燃料の多くが高騰・高止まりし、秋以降は販売が大幅に減少する等、減益要因も拡大いたしました。欧州事業も、原燃料高、競争激化、需要の減少等により損益が悪化いたしました。これらの結果、連結経常利益は44億9千9百万円と、前期に比べ36.8%減となりました。

また、当期純利益は、東京都葛飾区の土地売却益等がありましたものの、欧州子会社の事業再構築費用の計上や有価証券の評価減等のマイナス要因があり、11億6千8百万円と前期を下回りました。

なお、当社単体では、売上高は1,650億7千万円、経常利益は50億7千2百万円となりましたが、欧州子会社への出資金の評価損を計上したこと等により18億3千万円の当期純損失となりました。

(2) 事業区分別の営業の概況

① 事業区分別の営業の概況

○ 紙・パルプ部門

主力製品である印刷用紙及び情報用紙につきましては、期前半はチラシ、カタログ等の商業印刷向けや、インクジェット用紙を中心に需要は堅調に推移し、製品価格の修正を実現いたしました。しかし、秋以降、経済環境の急激な悪化から、商業印刷向けの印刷用紙やノーカーボン紙・インクジェット用紙等の情報用紙の需要が減少し、需給バランスを維持するため、大幅な減産を実施する状況となりました。

機能材料につきましては、IC・IDカード用サーモライト、アレルギーやウイルスの除去性能に加えて防かび性・脱臭性を付与したフィルターなど、当社の技術力を生かした新規開発商品を市場に投入いたしました。

欧州子会社におきましては、原燃料価格の高止まり、ユーロ高による輸出採算悪化の影響を受けるなか、販売地域の最適化、高付加価値銘柄へのシフト、コストダウン等を図ってまいりましたが、世界経済減退による需要減少等の影響が大きく、厳しい状況に置かれております。

市販パルプにつきましては、販売数量・金額とも減少いたしました。

以上の結果、紙・パルプ部門全体の売上高は、連結ベースで2,219億3千万円と、前期比2.3%減となりました。

○ 写真感光材料部門

写真印画紙につきましては、世界的に印画紙需要が減少し、販売数量・金額とも前期を下回りました。写真用原紙につきましては、積極的な販売活動に努めた結果、販売数量・金額とも前期を上回りました。印刷製版材料につきましては、シルバーディジプレートや新聞用CTP印刷版「PD-NEWS」などデジタル関連製品の拡販に努めましたが、アナログ製品の減少が大きく、販売数量・金額とも前期を下回りました。

以上の結果、写真感光材料部門全体の売上高は、連結ベースで341億7千万円と、前期比1.8%減となりました。

○ その他部門

その他部門につきましては、前期好調であった工務関連子会社の売上が減少したこと等により、売上高は、連結ベースで215億7千5百万円と、前期比6.6%減となりました。

〈事業区分別販売金額〉

部 門	第 143 期 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)		第 144 期 (平成20年4月1日～平成21年3月31日)		前 期 比 増 減 (△印減)	
	売 上 高	金額構成比	売 上 高	金額構成比	金 額	比 率
紙 ・ パ ル プ	百万円 227,080	% 79.7	百万円 221,930	% 79.9	百万円 △5,149	% △2.3
写 真 感 光 材 料	34,789	12.2	34,170	12.3	△ 619	△1.8
そ の 他	23,088	8.1	21,575	7.8	△1,513	△6.6
消 去 又 は 全 社	(26,421)	—	(24,574)	—	(1,847)	—
合 計	258,536	100.0	253,102	100.0	△5,434	△2.1

② 設備投資の状況

設備投資につきましては、生産性向上や環境対策を中心に実施してまいりました。当期中に完成並びに当期末現在継続中の主なものは次のとおりです。

イ. 当期中に完成した主要設備

- ・ 当社
京都工場 8号塗抹機改造
八戸工場 D I P直送設備増強
八戸工場購入エネルギー原単位向上対策
白河事業所プレスボード設備増設

ロ. 当期末現在継続中の主要設備

- ・ 当社
八戸工場回収ボイラー設置
- ・ 北上ハイテクペーパー(株)
R C紙製造設備増設

③ 資金調達の状況

当期の設備資金及び運転資金は、自己資金、金融機関からの借入金及びコマーシャル・ペーパーの発行等により賄いました。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 141 期 (平成17年4月1日～ 平成18年3月31日)	第 142 期 (平成18年4月1日～ 平成19年3月31日)	第 143 期 (平成19年4月1日～ 平成20年3月31日)	第 144 期 (平成20年4月1日～ 平成21年3月31日)
売上高(百万円)	228,495	244,260	258,536	253,102
経常利益(百万円)	4,774	5,270	7,120	4,499
当期純利益(百万円)	7,225	7,297	3,654	1,168
1株当たり当期純利益(円)	22.16	22.44	10.99	3.41
純資産(百万円)	69,272	80,326	79,636	70,436
総資産(百万円)	314,869	320,603	303,052	294,254

(注) 第142期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 141 期 (平成17年4月1日～ 平成18年3月31日)	第 142 期 (平成18年4月1日～ 平成19年3月31日)	第 143 期 (平成19年4月1日～ 平成20年3月31日)	第 144 期 (平成20年4月1日～ 平成21年3月31日)
売上高(百万円)	151,935	157,610	165,198	165,070
経常利益(百万円)	3,040	3,283	4,488	5,072
当期純利益(△印損失)(百万円)	3,511	3,747	2,991	△ 1,830
1株当たり当期純利益(△印損失)(円)	10.78	11.52	8.99	△ 5.35
純資産(百万円)	62,948	64,264	66,103	58,520
総資産(百万円)	215,915	218,718	219,333	227,953

(注) 第142期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

(4) 対処すべき課題

[中期経営計画「ポストフェニックスプラン」について]

当社グループは、平成20年度からポストフェニックスプランに取り組み、各種施策を推進してまいりました。しかし、経済情勢は急激に悪化し、当面は大きく改善する見込みは少ないことから、プランの見直しを行っております。

ポストフェニックスプランで掲げた当社グループが目指す将来の姿に変わりはありませんが、当面の環境下を当社グループが収益を上げ生き残っていくために、平成21、22年度の2年に亘って『収益向上策』を実施し、『CSR活動の拡大』とともに企業価値の向上に努めてまいります。

『収益向上策』方針

○各事業が現在の環境下でも利益を上げられる体質の構築

- ・生産体制の見直し
- ・労務費削減を含むコスト構造改革
- ・合理的組織の構築
- ・新分野への挑戦による販売機会拡大

[CSR（企業の社会的責任）について]

当期は、①CSRやグループ企業行動憲章に関する理解、②適切な情報の発信、③雇用に関する取り組みの充実、④環境負荷と環境リスク低減、⑤社会貢献活動の支援、の5つの重点活動目標を掲げ推進してまいりました。

これらの取り組みを踏まえ、今後は、①特徴あるCSR活動の推進、②企業倫理、企業行動規範に関する理解の促進、③人権・労働に関する取り組み体制の検討、④地球温暖化防止への対応、を重点活動目標として設定し、「コンプライアンス」「安全と品質」「人権・労働」「環境」「社会貢献」の各項目において社会的責任を果たし、企業価値の向上へとつなげる活動を積極的に進めてまいります。

[財務報告に係る内部統制について]

当期より財務報告に関わる内部統制の適用が開始されました。当社は、平成17年に内部統制委員会を設置して内部統制の準備を進めてきており、適正な財務報告となるよう、引き続き全社を挙げて取り組んでおります。

[古紙パルプ配合率乖離問題の再発防止策と環境貢献施策について]

当社グループは、平成20年1月に判明した古紙パルプ配合率乖離問題を深く反省し、再発防止策と環境貢献施策を定めて、これに取り組んでおります。

① 再 発 防 止 策

- ・技術部門及び品質保証部門に対する監査を含む内部監査の強化
古紙パルプ配合率検証制度を構築し、昨年7月より運用を開始いたしました。併せて、古紙パルプ配合率表示は、最低配合率を保証する実数表記といたしました。また、9月に古紙パルプ配合率の内部監査を実施し、不備となる事項がないことを確認いたしました。
- ・CSR専任部署の設置等によるコンプライアンス推進体制の強化
昨年4月に専任のCSR推進室を設置し、7月に当社グループ全体のコンプライアンス体制を統括する三菱製紙グループコンプライアンス委員会を組織いたしました。
- ・コンプライアンス教育、古紙・環境教育の充実
昨年9月より当社グループ各社の全役員・全従業員を対象とするコンプライアンス教育を順次実施いたしました。また、本年2月以降、古紙・環境教育を開始し全従業員を対象にこれを進めております。

② 環 境 貢 献 施 策

- ・環境配慮型商品の拡充
高級塗工紙を含む主要な再生紙銘柄において、古紙パルプ配合率増加を検討し、設備対応のための改造を行い、本年1月より古紙パルプ配合率を15%以上から25%以上に引き上げました。また、3月よりグリーン購入法の新基準に適合したコピー用紙の生産・販売を開始いたしました。このコピー用紙は、改正グリーン購入法の総合評価指標方式に対応したもので、古紙パルプを70%以上含むFSC森林認証紙です。
FSC森林認証紙については、再生紙・非再生紙銘柄共に生産を順次拡大しております。
- ・植林と森林保全
海外植林面積の合計は、昨年末時点で約27千haとなり、目標である44千haを目指して拡大しております。
国内森林の整備保全に関しては、「森の町内会」による“間伐に寄与した紙”支援の一環として「森の町内会コピー用紙」を開発いたしました。活動に賛同する企業は、本年3月末日現在で71社まで拡大しております。「FSC森林認証の森」サポーター制度では、植樹イベント等を通じてサポーター企業と地元との交流を支援すると共に拡大に向けた仕組みづくりを支援しております。また、国内社有林（青森、福島）でのFSC森林認証の取得作業も進めております。
- ・新規設備の導入による環境負荷軽減
エネルギー使用量と二酸化炭素排出量の削減のための省エネルギー起業を実施いたしました。また、八戸工場においてバイオマスボイラーの新設に向け、準備工事を進めております。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 重要な子会社の状況 (平成21年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
三菱製紙販売株式会社	百万円 600	59.7%	紙、パルプ、薬品等の販売
北上ハイテクペーパー株式会社	450	100.0	パルプ、レジコート紙、衛生用品の製造、加工及び販売
株式会社オストリッチダイヤ	250	86.7	紙類の印刷加工及び紙製品の販売
三菱製紙エンジニアリング株式会社	150	100.0	各種機械類の設計・据付及び整備、建設業
菱 紙 株 式 会 社	100	100.0	スポーツ施設運営、保険代理店業、旅行代理店業、不動産業
ダイヤミック株式会社	100	99.9	印刷製版材料等の販売
浪速通運株式会社	90	100.0	貨物運送及び倉庫業
株式会社ピクトリコ	70	100.0	紙及び印刷製版材料等の販売
八戸林産株式会社	70	85.7	木材チップ等の製造及び販売
東邦特殊パルプ株式会社	60	100.0	特殊パルプの製造及び販売
北菱林産株式会社	60	84.7	木材チップ等の製造及び販売
八戸紙業株式会社	50	100.0	紙の断裁及び選別包装、紙製品の保管・出荷
旭感光紙株式会社	50	100.0	紙製品の製造加工及び販売
高砂紙業株式会社	30	100.0	紙の断裁及び選別包装
エム・ビー・エム・シェアードサービス株式会社	30	100.0	グループファイナンス、管理業務受託
八菱興業株式会社	20	100.0	構内運搬及び雑作業、包装紙の加工
京菱ケミカル株式会社	12	100.0	感材・塗工紙の仕上、印刷製版用処理薬品の製造及び販売
北菱興業株式会社	10	100.0	紙の製造請負・仕上、雑作業、土木工事
白菱興業株式会社	10	100.0	電気絶縁紙の製造及び販売
三菱ペーパーホールディング(ヨーロッパ) GmbH	千ユーロ 1,000	100.0	欧州関連会社の統括
三菱ハイテクペーパービーレフェルト GmbH	11,759	92.4	紙の製造及び販売
三菱ハイテクペーパーフレンスブルグ GmbH	2,760	81.0	紙の製造及び販売
三菱ペーパー GmbH	664	100.0	印刷製版用薬品の製造・販売、印刷製版材料の技術サポート
三菱イメージング(エムビーエム), Inc.	米ドル 1,000	60.0	紙及び写真・印刷製版材料の販売

(注) 1. 株式会社オストリッチダイヤ、八戸林産株式会社、東邦特殊パルプ株式会社、旭感光紙株式会社、三菱ハイテクペーパービーレフェルト GmbH、三菱ハイテクペーパーフレンスブルグ GmbH 及び三菱ペーパー GmbH の議決権比率には、子会社が所有するものを含んでおります。

2. 浪速通運株式会社は、平成20年5月30日に株式交換により100%子会社となりました。また、平成20年7月1日に花の木物流株式会社と合併いたしました。

(6) 主要な事業内容（平成21年3月31日現在）

当社グループは、紙・パルプ・写真感光材料の製造、加工及び販売を主要な事業としており、事業部門別の主要な商品及びサービスは次のとおりです。

紙・パルプ部門	塗工紙、上質紙、書籍用紙、筆記図画用紙、薄葉紙 情報関連用紙（ノーカーボン紙、感熱紙、インクジェット用紙等）、電気絶縁紙、不織布 高級白板紙、衛生用紙、フィルター、その他特殊用紙及び関連機器、晒クラフトパルプ 特殊パルプ
写真感光材料部門	写真印画紙、印刷製版材料、写真用原紙、関連薬品、関連機器及びソフトウェア
その他部門	スポーツ施設運営、保険代理店業、旅行代理店業、不動産業、倉庫業、運輸関連業 エンジニアリング業務

(7) 主要な営業所及び工場（平成21年3月31日現在）

① 当 社

本 社	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号
工 場 ・ 事 業 所	高砂工場（兵庫県）、京都工場（京都府）、八戸工場（青森県）、北上事業所（岩手県） 白河事業所（福島県）
営 業 所	大阪営業所（大阪府）
研 究 所	つくばR&Dセンター（茨城県） 京都R&Dセンター（京都府） 生産技術センター（福島県）

② 子 会 社 等

紙・パルプ部門	三菱製紙販売㈱（東京都）、㈱ピクトリコ（東京都）、東邦特殊パルプ㈱（東京都） ㈱オストリッチダイヤ（東京都）、旭感光紙㈱（千葉県）、八戸紙業㈱（青森県） 高砂紙業㈱（兵庫県）、八菱興業㈱（青森県）、北菱興業㈱（岩手県） 白菱興業㈱（福島県）、八戸林産㈱（青森県）、北菱林産㈱（岩手県） 三菱ペーパーホールディング（ヨーロッパ）GmbH（ドイツ） 三菱ハイテクペーパービーレフェルトGmbH（ドイツ） 三菱ハイテクペーパーフレンスブルグGmbH（ドイツ）
写真感光材料部門	ダイヤミック㈱（東京都）、北上ハイテクペーパー㈱（岩手県）、京菱ケミカル㈱（京都府） 三菱ペーパーGmbH（ドイツ）、三菱イメージング（エムピーエム）, Inc.（アメリカ）
そ の 他	菱紙㈱（東京都）、浪速通運㈱（大阪府）、三菱製紙エンジニアリング㈱（青森県） エム・ピー・エム・シェアードサービス㈱（東京都）

(8) 使用人の状況 (平成21年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
4,577名	3名増

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,337名	35名増	42.0歳	21.1年

(注) 上記のほか659名が関連会社等に出向しております。

(9) 主要な借入先の状況 (平成21年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	17,901百万円
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	15,000
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	14,173
農 林 中 央 金 庫	12,312
株 式 会 社 南 都 銀 行	5,718
株 式 会 社 常 陽 銀 行	5,395

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成21年3月31日現在）

① 発行可能株式総数	900,000,000株
② 発行済株式の総数	342,584,332株
③ 株主数	22,602名（前期末比1,603名減）
④ 大株主	

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	23,824千株	7.0%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口4G	15,669	4.6
明治安田生命保険相互会社	14,023	4.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口	12,955	3.8
株式会社三菱東京UFJ銀行	11,338	3.3
東京海上日動火災保険株式会社	10,000	2.9
農林中央金庫	9,000	2.6
三菱商事株式会社	8,671	2.5
富士フイルム株式会社	8,500	2.5
王子製紙株式会社	8,000	2.3

(注) 出資比率は自己株式（450,176株）を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状 況

① 取締役及び監査役の状況（平成21年3月31日現在）

取締役社長 (代表取締役)	佐藤	健
代表取締役	徳田	俊一
代表取締役	井口	政明
取締役	中瀬	一夫
取締役	鈴木	健文
取締役	立花	純一
取締役	鈴木	邦夫
取締役	品川	知久 (森・濱田松本法律事務所弁護士)
常勤監査役	藤井	則夫
常勤監査役	上村	茂
監査役	高松	泰治 (明治安田生命保険㈱ 取締役執行役副社長)
監査役	杉崎	肇 (三菱UFJ信託銀行㈱ 顧問)

② 執行役員 の 状 況（平成21年3月31日現在）

*社長執行役員	佐藤	健
*副社長執行役員	徳田	俊一 (林材部管掌 社長室、内部監査部、CSR担当 社長室長)
*専務執行役員	井口	政明 (総合研究所管掌 機能材開発事業部担当)
*専務執行役員	中瀬	一夫 (洋紙事業部担当 洋紙事業部長)
常務執行役員	齋藤	延夫 (三菱ペーパーホールディング (ヨーロッパ) GmbH取締役社長)
*常務執行役員	鈴木	健文 (デジタルイメージング事業部担当 デジタルイメージング事業部長)
*常務執行役員	立花	純一 (総務人事部、システム部管掌 経理部、北上事業所、白河事業所担当)
*常務執行役員	鈴木	邦夫 (資材部管掌 技術環境部、知的財産部担当)

上席執行役員 足 永 裕 (高砂工場長)
上席執行役員 千 賀 孝 雄 (総合研究所長)
上席執行役員 板 倉 完 次 (社長室経営企画部長、デジタルイメージング事業部副事業部長、デジタルイメージング事業部印刷感材営業部長)
上席執行役員 牛 島 光 夫 (洋紙事業部印刷用紙営業部長、社長室情報開発室長)
上席執行役員 野 澤 浩 史 (総務人事部長、システム部長)
執行役員 田 口 量 久 (京都工場長)
執行役員 前 田 清 (資材部長、林材部長)
執行役員 金 濱 福 美 (八戸工場長)
執行役員 田 代 直 也 (北上ハイテクペーパー(株)取締役社長)

*印の執行役員は取締役を兼務しております。

- (注) 1. 取締役 品川知久氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 高松泰治氏及び監査役 杉崎 肇氏は、社外監査役であります。
3. 当事業年度中開催の第143回定時株主総会(平成20年6月27日)の翌日以降事業年度末日までに就任または退任した取締役、監査役及び執行役員はおりません。なお、第143回定時株主総会終結時における退任あるいは新任の監査役は以下のとおりです。
- ・退任監査役
竹 内 聰 (任期満了)
 - ・新任監査役
上 村 茂
4. 事業年度末後の執行役員の担当の異動
平成21年4月1日付
上席執行役員 板 倉 完 次 (社長室経営企画部長、デジタルイメージング事業部副事業部長)
執行役員 田 口 量 久 (京都工場長、社長室長附)

③ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (1)	251百万円 (7)
監 査 役 (うち社外監査役)	5 (2)	61 (11)
合 計	13	312

(注) 当社は平成17年5月開催の取締役会において、役員退職慰労金の廃止を決議し、同年開催の第140回定時株主総会において、それまでの在任に対する打ち切り支給を行うことと、支払時期は各役員の退任時とする旨を決定いたしました。当期開催の第143回定時株主総会終結時を以て退任した役員1名に対し、当該決定に基づき支給した役員退職慰労金の額は、5百万円（上記表には含まれておりません）であります。

④ 社外役員に関する事項（平成21年3月31日現在）

- イ. 他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の会社との関係
 監査役 高松泰治氏は、明治安田生命保険相互会社の取締役執行役員副社長を兼務しております。なお、同社は当社の主要な取引金融機関であります。
- ロ. 他の会社の社外役員の兼任状況
 監査役 高松泰治氏は、日本化薬株式会社の社外監査役であります。
 監査役 杉崎 肇氏は、三菱伸銅株式会社の社外監査役であります。
- ハ. その他の兼任状況
 監査役 杉崎 肇氏は、三菱UFJ信託銀行株式会社の顧問であります。
- ニ. 当事業年度における主な活動状況
 ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（14回開催）		監査役会（9回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 品川 知久	14回	100%	—	—
監査役 高松 泰治	13	93	9回	100%
監査役 杉崎 肇	14	100	9	100

- ・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役 品川知久氏は、主に会社法務に精通した弁護士の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等を行っております。

監査役 高松泰治氏及び監査役 杉崎 肇氏は、これまでの豊富な経営経験に基づいた発言を行うなど、適切な監査を行うべく助言・提言等を行っております。

ホ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、いずれも金1千万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

(3) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称（平成21年3月31日現在）

新日本有限責任監査法人

(注) 新日本監査法人は、平成20年7月1日に有限責任監査法人に移行したことにより、新日本有限責任監査法人となりました。

② 報酬等の額

イ. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

50百万円

ロ. 当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

74百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の契約において会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記のイの金額には、これらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、三菱ペーパーホールディング（ヨーロッパ） GmbH、三菱ハイテクペーパービーレフェルト GmbH、三菱ハイテクペーパーフレンスブルグ GmbH、三菱イメージング（エムピーエム）, Inc. は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類の監査〔会社法及び金融商品取引法（これに相当する外国の法令等を含む。）の規定によるものに限る。〕を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

— コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方 —

当社は、経営内容の透明性を高めガラス張りの経営を行うため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要施策の一つと認識しており、企業としての社会的責任（CSR）を重視した経営を積極的に推進します。

— 会社の機関の概要 —

当社は、監督と執行を区分し、取締役会のスリム化と経営の意思決定のスピードアップを図るため、執行役員制を導入しています。

月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令・定款で定められた事項や重要な業務執行の決定を行っています。

上記に加え、執行役員会を月1回開催しています。

また、社外監査役を含む監査役で監査役会を設置しており、定期的または必要に応じて監査役会を開催しております。

経営方針・経営戦略及び基本的な事業戦略については常務会及び経営検討会を月2回開催し、経営陣並びに議題に関する幹部社員の少人数での審議を行い、迅速かつ最適な意思決定に努めています。

業務執行面では、経営課題の確実な推進のため事業部制を導入し、事業に関する収益責任と権限を事業部長に持たせることで、業務執行体制の強化を図っています。

また、業務分掌規定により組織の責任範囲を常に明確化し、諸決裁については取締役会規則・同細則ほか、当社諸規則に基づく適正な運用を遂行しています。

— 基本方針 —

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、「三菱製紙グループ企業行動憲章」及び「三菱製紙コンプライアンス行動基準」を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を役員及び従業員に伝えると共に、企業行動憲章に関する理解を深めるための活動を行うことにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底します。特に、市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然とした態度で対応します。

CSRの推進については、担当役員を任命すると共に、代表取締役社長を委員長とするCSR委員会を設置します。当委員会が、CSR推進の中核を担い、関連する各委員会を統括します。コンプライアンスについては、CSR委員会の下にコンプライアンス委員会を設置して、遵法及び企業倫理に基づく行動の更なる徹底によりリスク管理の強化を図ると共に、研修等を通じ、社員への浸透を図ります。

役員及び従業員は、コンプライアンス上の問題を発見した場合は速やかに総務人事部または内部監査部（ホットライン通報窓口）に報告することとします。当該部門は、総務人事部または内部監査部と協議の上、再発防止策を決定し、実施します。

また、内部監査部において、事業活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を、合法性と合理性の観点から検討・評価し、会社財産の保全及び経営効率性の向上を図ります。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき、全社的に統括する責任者である総務人事部担当役員が作成する文書管理規定に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁情報により記録し、保存します。取締役及び監査役は文書管理規定により、これらの文書等を常時閲覧できるものとします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、企業活動を展開していく上で生じる様々なリスクを的確に管理していくことが、企業の発展と企業価値の向上に重要であると認識しております。

「三菱製紙環境憲章」、「三菱製紙製品安全憲章」を定めると共に、CSR委員会の下に製品安全対策委員会、製品品質委員会、環境保全委員会等の専門の委員会を設置し、リスク管理の実効性の確保を図っております。また、本社各部署、各工場がそれぞれ所管する諸規則、マニュアル等を整備し、平時における事前予防体制を構築するなど、CSRにかかわる様々なリスク管理を強化します。

また、経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生または発生する恐れが生じた場合の体制を事前に整備し、有事の対応を迅速に行うと共に、再発防止策を講じます。

内部監査部が各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締役に報告します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、役員及び従業員が共有する全社的な中期経営計画（ポストフェニックスプラン）を定め、この浸透を図ると共に、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び効率的な達成方法（執行役員への権限委譲を含む）を担当取締役が定めます。また、ITを活用したシステムによりその結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的にその結果を評価し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築します。

5. 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、社長室関連会社統括部を設置し、グループ子会社の法令遵守体制を構築する権限と責任を与えており、これらを横断的に推進し管理することとします。

定期的にコンプライアンス委員会および関連会社社長会を開催し、代表取締役社長が「三菱製紙グループ企業行動憲章」の精神を伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底します。

また、グループ役員及び従業員全員を対象としたホットラインを設け、当社内部監査部または社外の窓口専門会社に直接通報できる制度を設けます。

なお、関連会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うほか、投資案件については経営投資規定に基づき審査を行います。

さらに、グループ企業に監査役を派遣し、内部統制体制に関する監査を実施します。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

当社は、監査役の職務を補助する組織を内部監査部、経理部とし、監査役は、内部監査部、経理部所属の従業員に必要事項を命ずることができるようにします。

内部監査部は監査役との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告します。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員は、その命令に関して、取締役、上長等の指揮命令を受けません。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、監査役の職務の効果的な遂行のため、取締役は次に定める事項を監査役に報告します。①常務会で決定された事項、②会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、③毎月の経営状況として重要な事項、④内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項、⑤重大な法令・定款違反、⑥ホットラインの通報状況および内容、⑦その他コンプライアンス上重要な事項。

また、本社部門の重要な決裁書類については、監査役に書類を回覧します。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役会に対して、取締役、執行役員および使用人から情報収集を適切に行えるよう協力すると共に、監査役と代表取締役、監査役と監査法人の意見交換をそれぞれ定期的実施します。また、監査役の職務遂行にあたり、監査役と子会社等の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力し、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備します。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、連結業績に連動させた株主への利益還元を経営の重要課題として位置づけ、事業拡大に向け内部留保を充実させながら、基準配当比率を安定的に維持することを中長期的な方針としております。具体的には、連結当期経常利益の20%を基準配当比率といたします。

当期の期末配当金につきましても、この方針に基づいて検討いたしました結果、厳しい経済環境下、連結経常利益が前期比36.8%減と大きく落ち込む状況となり、誠に遺憾ではございますが、1株あたり2円50銭減配し、2円50銭とさせていただきます、平成21年5月8日開催の取締役会で決議いたしました。

(6) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社が生み出した利益を株主の皆様へ還元していくことで企業価値ないし株主の皆様共同の利益を最大化することを本分とし、市場における自由な取引を通じ当社株主となられた方々にお支えいただくことを原則としつつも、当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式（以下「支配株式」といいます）の取得を目指す者及びそのグループの者（以下「買収者等」といいます）による支配株式の取得により、このような当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる買収者等は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることをその基本方針といたします。

② 基本方針の実現に資する取組み

当社は、前述（6頁「対処すべき課題」参照）の通り、平成20年度から中期経営計画「ポストフェニックスプラン」に取り組んでおります。また、コンプライアンスの徹底や環境貢献施策への取組みを行い、顧客、株主、地域社会その他関係者の皆様からの信頼に応えていく企業を目指してまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成19年5月25日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本プラン」といいます）の導入を決議し、平成19年6月28日開催の第142回定時株主総会において、本プランについて株主の皆様のご承認をいただきました。また、当社は本プランの導入に伴い、独立委員会を設置し、独立委員会委員として、片岡義広氏、品川知久氏、竹原相光氏の3氏を選任いたしました。

本プランの概要は、以下に記載のとおりですが、詳細につきましては、当社ホームページに掲載の平成19年5月25日付けプレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）導入に関するお知らせ」をご覧ください。

（参考URL：<http://www.mpm.co.jp/news/>）

イ. 本プランの導入の目的

本プランは、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、取締役会が、当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を実現することを目的として、導入されたものです。

ロ. 本プランに基づく対抗措置の発動に係る手続

(a) 対象となる大規模買付行為

次の1)から3)のいずれかに該当する行為またはその可能性のある行為がなされ、またはなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- 1) 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合（金融商品取引法27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとします）が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得
- 2) 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合（金融商品取引法27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします）とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得
- 3) 当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本3)において同じとします）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共

同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（ただし、当該大規模買付者の株券等保有割合が20%以上となる場合に限りです）

(b) 大規模買付者に対する情報提供要求

大規模買付者には、大規模買付行為の開始または実行に先立ち、意向表明書および大規模買付情報を提出・提供していただきます。

(c) 取締役会評価期間の設定等

取締役会は、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合には、60日間、それ以外の態様による大規模買付行為の場合には、90日間の期間を、取締役会評価期間として設定し、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うものとします。

(d) 独立委員会の勧告および取締役会による決議

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内に当該違反が是正されない場合には、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

他方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告しますが、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合等一定の事情を有していると認められる者である場合には、取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行うものとします。

(e) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、新株予約権の無償割当てによるものとします。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。

ハ. 本プランの特徴

(a) 基本方針の制定

本プランは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を制定した上で、導入されたものです。

(b) 独立委員会の設置

当社は、本プランの必要性および相当性を確保するために独立委員会を設置し、取締役会が対抗措置を発動する場合は、その判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

(c) 株主総会における本プランの承認

本プランにつきましては、平成19年6月28日開催の第142回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

(d) 適時開示

取締役会は、本プラン上必要な事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

(e) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成19年6月28日開催の第142回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。

二、株主の皆様への影響

(a) 本プランの導入時における株主の皆様への影響

本プランの導入時には、対抗措置の発動は行われておりません。したがって、本プラン導入時に株主の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えておりません。

(b) 新株予約権の発行時に株主の皆様へ与える影響

対抗措置として新株予約権の無償割当てが行われた場合においても、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の法的権利および経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、本プランの定める例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

④ 上記の取組みに対する取締役会の判断およびその判断に係る理由

当社取締役会は、前記③イ記載のとおり、本プランは企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上という目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものと考えます。特に本プランは、1) 株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合にはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆様の意思にかからしめられている点において株主の皆様のご意思を重視していること、2) 独立性の高い独立委員会の設置を伴うものであり、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の勧告を経る仕組みとなっていること、3) 対抗措置の発動、不発動または中止に関する判断の際に抛るべき基準が設けられていること等から、当社取締役会としては、本プランは当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

以上のご報告は、次により記載されております。

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示いたしております。
2. 千株単位の株式数は、千株未満切り捨てにより表示いたしております。

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
流 動 資 産	116,624	流 動 負 債	158,782
現 金 及 び 預 金	3,698	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	28,633
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	48,203	短 期 借 入 金	96,153
商 品 及 び 製 品	39,364	コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	2,000
仕 掛 品	7,251	一 年 内 償 還 社 債	10,100
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	12,500	リ ー ス 債 務	60
繰 延 税 金 資 産	1,845	未 払 費 用	11,945
そ の 他	4,328	未 払 法 人 税 等	1,058
貸 倒 引 当 金	△ 567	そ の 他	8,832
固 定 資 産	177,630	固 定 負 債	65,035
有 形 固 定 資 産	136,172	社 債	850
建 物 及 び 構 築 物	35,431	長 期 借 入 金	50,699
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	69,263	リ ー ス 債 務	3,606
土 地	22,734	長 期 未 払 金	2,311
リ ー ス 資 産	2,148	繰 延 税 金 負 債	505
建 設 仮 勘 定	4,720	退 職 給 付 引 当 金	6,286
そ の 他	1,873	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	93
無 形 固 定 資 産	1,352	負 の の れ	291
そ の 他	1,352	そ の 他	391
投 資 其 他 の 資 産	40,105	負 債 合 計	223,818
投 資 有 価 証 券	29,325	純 資 産 の 部	
長 期 貸 付 金	701	株 主 資 本	63,803
繰 延 税 金 資 産	3,649	資 本 金	32,756
そ の 他	6,747	資 本 剰 余 金	19,717
貸 倒 引 当 金	△ 318	利 益 剰 余 金	11,459
資 産 合 計	294,254	自 己 株 式	△ 129
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,399
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,578
		為 替 換 算 調 整 勘 定	821
		少 数 株 主 持 分	4,234
		純 資 産 合 計	70,436
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	294,254

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

〔平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで〕

(単位：百万円)

項 目	金 額
売上高	253,102
売上原価	205,745
売上総利益	47,357
販売費及び一般管理費	40,246
営業利益	7,110
営業外収益	
受取利息	194
受取配当金	700
その他	1,906
営業外費用	
支払利息	3,649
その他	1,763
経常利益	4,499
特別利益	
固定資産処分益	4,582
その他	87
特別損失	
固定資産処分損	828
投資有価証券評価損	994
事業再編成関連損失	1,625
特別退職金	268
その他	333
税金等調整前当期純利益	5,119
法人税、住民税及び事業税	1,556
法人税等調整額	2,124
少数株主損益	270
当期純利益	1,168

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

〔平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成20年3月31日残高	32,756	19,723	14,035	△ 84	66,431
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減			△ 2,032		△ 2,032
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 1,712		△ 1,712
当期純利益			1,168		1,168
自己株式の取得				△ 74	△ 74
自己株式の処分		△ 6		29	23
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△ 6	△ 544	△ 45	△ 595
平成21年3月31日残高	32,756	19,717	11,459	△ 129	63,803

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成20年3月31日残高	7,145	339	7,485	5,720	79,636
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減					△ 2,032
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△ 1,712
当期純利益					1,168
自己株式の取得					△ 74
自己株式の処分					23
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△ 5,567	481	△ 5,086	△ 1,486	△ 6,572
連結会計年度中の変動額合計	△ 5,567	481	△ 5,086	△ 1,486	△ 7,168
平成21年3月31日残高	1,578	821	2,399	4,234	70,436

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|--------------|--|
| (1) 連結子会社の数 | 27社 |
| 主要な連結子会社の名称 | 三菱製紙販売株式会社
ダイヤミック株式会社
北上ハイテクペーパー株式会社
エム・ピー・エム・シェアードサービス株式会社
三菱ペーパーホールディング (ヨーロッパ) GmbH
三菱ハイテクペーパービーレフェルトGmbH
三菱ハイテクペーパーフレンスブルグGmbH |
| (2) 非連結子会社の数 | 10社 |
| 主要な非連結子会社の名称 | 菱工株式会社
珠海清菱浄化科技有限公司 |
| 連結の範囲から除いた理由 | 非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産額、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。 |

2. 持分法の適用に関する事項

- | | |
|------------------------------|--|
| (1) 持分法適用の関連会社の数 | 2社 |
| 主要な持分法適用会社の名称 | 兵庫クレー株式会社
フォレストアル・ティエラ・チレーナLtda. |
| (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況 | |
| 主要な会社名 | 菱工株式会社
珠海清菱浄化科技有限公司 |
| (3) 持分法を適用しない理由 | 各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響は軽微であり、かつ、全体としても重要性はないため持分法の適用範囲から除外しております。 |

3. 連結の範囲及び持分法の適用範囲の変更に関する事項

連結範囲の変更

花の木物流株式会社については、連結子会社である浪速通運株式会社と合併したため、連結子会社から除外いたしました。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有 価 証 券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ取引の評価方法 時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法及び移動平均法による原価法を使用しております。なお、貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法によっております。

(会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は「棚卸資産の評価に関する会計基準」(平成18年7月5日 企業会計基準第9号)が適用されたことに伴い、評価基準を原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて当連結会計年度の営業利益は598百万円、経常利益、税金等調整前当期純利益は295百万円それぞれ減少しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産：定額法(リース資産を除く)

ただし、当社本社及び一部の連結子会社の建物以外の有形固定資産については、定率法によっております。

(追加情報)

法人税法の改正を契機として、固定資産の耐用年数の見直しを実施いたしました。これにより、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は306百万円それぞれ減少しております。

無形固定資産：定額法(リース資産を除く)

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産：所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は所有権移転外ファイナンス・リース取引について、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る会計処理によっております。なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。これによる連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

また、在外連結子会社については、所在地国の規定により計上しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は決算期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社については、所在地国の規定により計上しております。

② 退職給付引当金

当社及び国内連結子会社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、在外連結子会社については所在地国の規定により計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13~15年)による定額法により費用処理し、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13~15年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

② 重要なヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップ取引について、特例処理を採用しております。また、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等について、振当処理をしております。

③ 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

④ 連結納税制度の適用

当連結会計年度から連結納税制度を適用しております。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(6) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

5. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号）を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。この結果、従来の方法によった場合に比べて、当連結会計年度期首の利益剰余金が2,032百万円減少しております。これによる当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

- ① 下記の資産については、長期借入金（1年内返済予定額を含む）2,650百万円、短期借入金1,909百万円及び社債950百万円に対する抵当権または根抵当権を設定しております。

建物及び構築物	580百万円
土 地	1,914百万円
投資有価証券	2,895百万円
そ の 他	429百万円

- ② 下記の資産については、工場財団根抵当権を設定しておりますが、実質的に担保に供されている資産はありません。

建物及び構築物	21,560百万円
機械装置及び運搬具	32,947百万円
土 地	7,628百万円
そ の 他	74百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

333,307百万円

3. 保証債務等

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対し、行っている債務保証額

従業員（財形住宅資金等）	2,050百万円
フォレストアル・ティエラ・チレーナLtda.	1,203百万円
日伯紙パルプ資源開発株式会社	223百万円
その他 6社	453百万円
計	3,930百万円

4. 債権流動化に伴う遡及義務

3,983百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	342,584,332	—	—	342,584,332

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年5月9日取締役会	普通株式	1,712	5.00	平成20年3月31日	平成20年6月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年5月8日取締役会	普通株式	利益剰余金	855	2.50	平成21年3月31日	平成21年6月9日

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額	193円56銭
(2) 1株当たり当期純利益	3円41銭

独立監査人の監査報告書

平成21年 5月15日

三菱製紙株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大杉 秀雄 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北澄 和也 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 唐澤 正幸 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三菱製紙株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱製紙株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会監査報告書謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第144期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月19日

三菱製紙株式会社 監査役会

常勤監査役 藤 井 則 夫 印

常勤監査役 上 村 茂 印

監 査 役 高 松 泰 治 印

監 査 役 杉 崎 肇 印

(注) 監査役高松泰治及び杉崎 肇は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
項 目	金 額	金 額	項 目	金 額	金 額
流動資産	88,133		流動負債		118,998
現金及び預金	1,606		支払手形	858	
受取掛手形	296		買掛金	24,234	
売掛金	43,174		短期借入金	66,178	
商品及び製品	20,102		コーポラル・ペーパー	2,000	
仕掛品	4,329		一年以内償還社債	10,000	
材料及び貯蔵品	7,612		リース債	7	
前払費用	586		未払金	4,676	
繰延税金資産	401		未払法人税等	10,289	
短期貸付	916		未払消費税	136	
未収入金	3,396		未払の	272	
その他金	5,742		固定負債	88	
倒引当金	18	△ 50	長期借入金	256	
固定資産	139,819		固定負債		50,434
有形固定資産	98,799		長期借入金	47,294	
建物	23,990		リース債	23	
構築物	3,852		長期未払金	2,232	
機械及び装置	51,911		退職給付引当金	791	
車両運搬具	33		その他	92	
工具、器具及び備品	751		負債合計		169,432
土地	17,153		純資産の部		
山林及び植	533		株主資本	58,126	
資勘定	29		資本金	32,756	
無形固定資産	543		資本剰余金	19,717	
ソフトウェア	1,203		資本準備金	19,682	
その他資産	28		その他資本剰余金	35	
投資その他の資産	39,816		利益剰余金	5,739	
投資有価証券	20,127		その他利益剰余金	5,739	
関係会社出資	8,664		別途積立金	5,500	
関係会社貸付	2,805		繰越利益剰余金	239	
長期前払費用	489		自己株式	△ 86	
長期前払税金	88		評価・換算差額等	393	
繰延税金資産	3,499		その他有価証券評価差額金	393	
その他金	2,687		純資産合計		58,520
倒引当金	1,516		負債及び純資産合計		227,953
貸倒引当金	△ 61				
資産合計	227,953				

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで〕

(単位：百万円)

項 目	金	額
売 上 高		165,070
売 上 原 価		133,762
売 上 総 利 益		31,308
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		26,613
営 業 利 益		4,695
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,324	
雑 収 入	1,776	3,100
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,839	
雑 損 失	883	2,723
経 常 利 益		5,072
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	242	242
特 別 損 失		
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	5,077	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	784	
固 定 資 産 処 分 損	677	
特 別 退 職 金	268	
そ の 他	44	6,851
税 引 前 当 期 純 損 失		1,536
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△ 1,086	
法 人 税 等 調 整 額	1,380	293
当 期 純 損 失		1,830

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計		
		資 本 金 準 備 金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金		繰 越 利 益 剰 余 金			
				別 途 積 立 金						
平成20年3月31日残高	32,756	19,682	41	19,723	4,500	4,781	9,281	△ 41	61,720	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△ 1,712	△ 1,712		△ 1,712	
当期純損失						△ 1,830	△ 1,830		△ 1,830	
自己株式の取得								△ 74	△ 74	
自己株式の処分			△ 6	△ 6				29	23	
別途積立金の積立					1,000	△ 1,000	-		-	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	△ 6	△ 6	1,000	△ 4,542	△ 3,542	△ 45	△ 3,593	
平成21年3月31日残高	32,756	19,682	35	19,717	5,500	239	5,739	△ 86	58,126	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成20年3月31日残高	4,382	4,382	66,103
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△ 1,712
当期純損失			△ 1,830
自己株式の取得			△ 74
自己株式の処分			23
別途積立金の積立			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△ 3,989	△ 3,989	△ 3,989
事業年度中の変動額合計	△ 3,989	△ 3,989	△ 7,583
平成21年3月31日残高	393	393	58,520

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(時価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引の評価方法：時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品：総平均法による原価法

仕掛品：総平均法による原価法

原材料及び貯蔵品：移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。)

(会計方針の変更)

「棚卸資産の評価に関する会計基準」(平成18年7月5日 企業会計基準第9号)が適用されたことに伴い、評価基準を原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。

この結果、当事業年度の営業利益は498百万円、経常利益は243百万円それぞれ減少、税引前当期純損失は243百万円増加しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産：定額法(リース資産を除く)

ただし、建物以外の本社、研究所その他一部の有形固定資産については、定率法によっております。

(追加情報)

法人税法の改正に伴い、固定資産の耐用年数の見直しを実施いたしました。これにより、当事業年度の営業利益及び経常利益はそれぞれ309百万円減少、税引前当期純損失は309百万円増加しております。

無形固定資産：定額法

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産：所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(会計方針の変更)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る会計処理によっております。なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純損失への影響は軽微です。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

決算期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理し、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

4. ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップ取引について特例処理を採用しております。

5. 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

6. 連結納税制度の適用

当事業年度から、連結納税制度を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

有形固定資産については、高砂工場、京都工場、八戸工場は工場財団根抵当権を設定しておりますが、実質的に担保に供されている資産はありません。

建物	17,771百万円
構築物	2,484百万円
車両及び運搬具	1百万円
工具・器具及び備品	74百万円
機械及び装置	28,116百万円
土地	7,352百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	240,987百万円
3. 保証債務等	
① 当社従業員の財形貯蓄制度による金融機関からの借入金に対する保証	2,022百万円
② 金融機関からの借入金に対する保証	
エム・ピー・エム・シェアードサービス(株)	7,920百万円
三菱ペーパーホールディング（ヨーロッパ） GmbH	6,667百万円
北上ハイテクペーパー(株)	6,299百万円
三菱ハイテクペーパービレフェルト GmbH	5,001百万円
三菱ハイテクペーパーフレンスブルグ GmbH	2,840百万円
フォレストス・ティエラ・チレーナ Ltda.	1,203百万円
その他 6社	1,268百万円
計	31,200百万円

4. 関係会社に対する金銭債権、金銭債務

短期金銭債権	44,434百万円
長期金銭債権	616百万円
短期金銭債務	18,702百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との間の取引高

売上高	131,836百万円
売上原価、販売費及び一般管理費	70,959百万円
営業取引以外の取引高	16,773百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	179,104	417,813	146,741	450,176

(注) 増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取による増加 417,813株

減少株の主な内訳は次の通りであります。

単元未満株式の処分による減少 146,741株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払費用	671百万円
退職給付引当金	2,829
固定資産減損損失	59
関係会社出資金評価損	4,736
関係会社株式評価損	1,371
税務上の繰越欠損金	11,612
その他	<u>1,747</u>
繰延税金資産小計	23,028
評価性引当額	<u>△19,155</u>
繰延税金資産合計	3,872

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	<u>△ 269</u>
繰延税金負債合計	<u>△ 269</u>
繰延税金資産の純額	<u><u>3,603</u></u>

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具器具及び備品	百万円 142	百万円 92	百万円 50
合計	142	92	50

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産及び無形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	23百万円
1年超	27
合計	50

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産及び無形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。

(関連当事者との取引に関する注記)

主要子会社

種類	会社名	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	項目	期末残高
子会社	三菱製紙販売株式会社	59.7%	紙の販売代理店。パルプ及び薬品の当社への販売。不動産の一部を賃貸借。	紙、パルプ、薬品等の販売	百万円 125,841	売掛金	百万円 34,208
				パルプ、薬品の仕入 (※注1)	9,730	買掛金	3,847
子会社	エム・ビー・エム・シェアドサービス株式会社	100.0%	管理業務受託。グループファイナンス。不動産の一部を賃貸。	ファクタリング取引	16,532	買掛金	2,613
				グループファイナンス取引 (※注1)	104,421	未払金 未払費用 短期貸付金	337 982 1,905
子会社	北上ハイテクペーパー株式会社	100.0%	同社製品の購入。原材料の供給。	原材料の仕入 (※注1)	18,082	買掛金	1,130
子会社	三菱ペーパーホールディング(ヨーロッパ) GmbH	100.0%	欧州関連会社の統括。	増資の引受	4,208	—	—

(※注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を参考に当社が条件を提示し、交渉の上で決定しております。

(注2) 保証債務については、「個別注記表」の貸借対照表に関する注記に記載しており、一般的な取引条件で行っております。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額	171円04銭
(2) 1株当たり当期純損失	5円35銭

独立監査人の監査報告書

平成21年 5 月 7 日

三菱製紙株式会社
取締役 会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大 杉 秀 雄 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北 澄 和 也 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 唐 澤 正 幸 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱製紙株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第144期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第144期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月7日

三菱製紙株式会社 監査役会

常勤監査役 藤 井 則 夫 ⑩

常勤監査役 上 村 茂 ⑩

監 査 役 高 松 泰 治 ⑩

監 査 役 杉 崎 肇 ⑩

(注) 監査役高松泰治及び杉崎 肇は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

平成21年1月5日に「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。）が施行され、上場会社株式は、株式振替制度に一斉に移行（いわゆる株券電子化）いたしました。

これに伴い、株券の存在を前提とした規定の削除（現行定款第9条、第10条及び第13条）、株主の届け出に関する規定の削除（現行定款第14条）を行うとともに、必要な条数の繰り上げを行うものであります。

また、株券喪失登録簿につきましては、決済合理化法の上記施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を新設するものであります。

なお、現行定款第9条（株券の発行）第1項につきましては、決済合理化法附則第6条第1項により、上記施行日に廃止したものとみなされております。

2. 変更の内容（案）は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株券の発行）</u> <u>第9条 当会社は、株式に係る株券を発行する。</u> <u>2. 当会社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u> （単元未満株式の買増し）</p>	<p>（削 除）</p>
<p>第10条 単元未満株式を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の単元未満株式を売渡すべき旨を、当会社に請求することができる。 2. (条文省略)</p>	<p>第9条 単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の単元未満株式を売渡すべき旨を、当会社に請求することができる。 2. (現行どおり)</p>
<p>第11条 ～ (条文省略)</p>	<p>第10条 ～ (現行どおり)</p>
<p>第12条 （株主名簿管理人）</p>	<p>第11条 （株主名簿管理人）</p>
<p>第13条 (条文省略) 2. (条文省略)</p>	<p>第12条 (現行どおり) 2. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. 当社は株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)・株券喪失登録簿および新株予約権原簿を株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、質権の登録またはその抹消、信託財産の表示またはその抹消、株券の不所持、株券の交付、単元未満株式の買取り・買増し、諸届け出の受理等株式および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>3. 当社は株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこのを取扱わない。</p>
<p>(株主等の届け出)</p>	
<p>第14条 株主および登録株式質権者またはその法定代理人はその氏名、住所および印鑑を株式取扱規定に従い届け出るものとする。ただし、外国人は署名鑑をもって印鑑に代えることができる。</p>	(削 除)
<p>2. 外国に居住する株主および登録株式質権者またはその法定代理人は日本国内に通知を受ける場所または代理人を定めてこれを株式取扱規定に従い届け出るものとする。</p>	
<p>3. 前2項に定める届け出事項を変更した場合も同様とする。</p>	
<p>第15条 ～ 第43条</p> <p style="text-align: center;">(条文省略)</p>	<p>第13条 ～ 第41条</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>附則 第1条 当社は株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこのを取扱わない。</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第2条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第3条 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役 佐藤 健、同 徳田俊一、同 井口政明、同 中瀬一夫、同 鈴木健文、同 立花純一、同 鈴木邦夫、同 品川知久の8氏全員は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、社外取締役1名を含む取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴	所有する当社の 株 式 の 数
1	さとう たけし 佐藤 健 (昭和15年9月2日生)	昭和39年4月 当社入社 平成9年6月 取締役八戸工場次長 平成10年6月 取締役八戸工場長 平成12年6月 常務取締役 平成14年6月 専務取締役 平成15年2月 取締役社長 平成17年6月 取締役社長 社長執行役員 現在に至る	111,000株
2	とくだしゅんいち 徳田 俊一 (昭和20年4月8日生)	昭和45年4月 株式会社三菱銀行（現在の株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成9年6月 同行取締役 平成13年5月 同行常務取締役 平成14年6月 三菱信託銀行株式会社（現在の三菱UFJ信託銀行株式会社）常務取締役 平成16年3月 同社専務取締役 平成17年6月 同社取締役 当社常務取締役 常務執行役員 平成18年6月 当社代表取締役 専務執行役員 平成20年6月 当社代表取締役 副社長執行役員 現在に至る	50,000株

番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴	所有する当社の 株 式 の 数
3	なか せ かず お 中 瀬 一 夫 (昭和24年11月7日生)	昭和48年4月 当社入社 平成10年6月 大阪営業所長 平成12年10月 印刷用紙事業部営業部長 平成13年6月 印刷用紙事業部長 平成16年1月 八戸工場次長 平成16年6月 取締役洋紙事業部長 平成17年6月 上席執行役員洋紙事業部長 平成18年6月 取締役 常務執行役員 平成20年6月 取締役 専務執行役員 現在に至る	23,000株
4	すず き たけ ふみ 鈴 木 健 文 (昭和23年4月15日生)	昭和47年4月 当社入社 平成9年1月 感材営業部長 平成12年10月 印刷感材事業部長 平成17年6月 執行役員感材事業部長 平成18年4月 執行役員デジタルイメージング事業部長 平成18年6月 取締役 常務執行役員 現在に至る	26,000株
5	たち ぼな じゅん いち 立 花 純 一 (昭和24年2月22日生)	昭和47年4月 当社入社 平成15年6月 経理部長 平成17年6月 執行役員経理部長 平成18年6月 取締役 常務執行役員 現在に至る	28,000株
6	すず き くに お 鈴 木 邦 夫 (昭和25年10月12日生)	昭和49年4月 当社入社 平成16年6月 八戸工場次長 平成17年6月 執行役員八戸工場長 平成18年6月 上席執行役員八戸工場長 平成19年6月 取締役 常務執行役員 現在に至る	24,000株

番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴	所有する当社の 株 式 の 数
7	せん が たか お 千 賀 孝 雄 (昭和25年9月18日生)	昭和50年4月 当社入社 平成16年1月 I J ・特殊紙事業部長 平成16年6月 I J 事業部長 平成17年6月 執行役員 I J 事業部長 平成17年8月 執行役員 I J ・機能材事業部長 平成18年4月 執行役員総合研究所長 兼 開発事業部長 平成18年6月 執行役員総合研究所長 平成19年4月 執行役員総合研究所長 兼 技術環境部長 平成19年6月 上席執行役員総合研究所長 兼 技術環境部長 平成20年1月 上席執行役員総合研究所長 兼 知的財産部長 平成21年1月 上席執行役員総合研究所長 現在に至る	30,000株
8	いた くら かん じ 板 倉 完 次 (昭和27年4月22日生)	昭和50年4月 当社入社 平成12年10月 社長室関連会社統括部長 平成17年6月 執行役員社長室経営企画部長 兼 関連会社統括部長 平成19年1月 執行役員社長室経営企画部長 平成19年4月 執行役員社長室経営企画部長 兼 フェニックスプラン推進室長 平成19年6月 上席執行役員社長室経営企画部長 兼 フェニックスプラン推進室長 平成19年11月 上席執行役員社長室経営企画部長 兼 フェニックスプラン推進室長 兼 デジタルイメージング事業部副事業部長 平成20年5月 上席執行役員社長室経営企画部長 兼 デジタルイメージング事業部副事業部長 平成21年1月 上席執行役員社長室経営企画部長 兼 デジタルイメージング事業部副事業部長 兼 デジタルイメージング事業部印刷感材営業部長 平成21年4月 上席執行役員社長室経営企画部長 兼 デジタルイメージング事業部副事業部長 現在に至る	17,000株

番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴	所有する当社の 株 式 の 数
9	しな がわ とも ひさ 品 川 知 久 (昭和33年6月14日生)	昭和60年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 森綜合法律事務所（現在の森・濱田松本法律事務所）入所 平成5年1月 同事務所パートナー 現在に至る 平成18年6月 当社取締役 現在に至る	0株

(注) 品川知久氏は、社外取締役候補者であります。

1. 社外取締役候補者とした理由
会社法務に精通した弁護士の立場から、引き続きガバナンス強化に貢献して頂くためであります。
2. 社外取締役としての在任期間
本総会終結の時をもって3年となります。
3. 責任限定契約
同氏は、当社との間で、その在任中有効な、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、その概要は、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を金1千万円または法令が定める限度額のいずれか高い額とするものであります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役および社外監査役の員数要件を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴	所有する当社の 株 式 の 数
しんぎょう じ ぜん じ 新 行 内 善 二 (昭和15年11月30日生)	昭和55年7月 国税庁退官 昭和55年9月 福田英敏税理士共同事務所所長代理 平成15年7月 税理士法人タックス・マスター代表社員 現在に至る	2,000株

(注) 新行内善二氏は、社外監査役の要件を満たしております。税理士としての豊富な経験に基づく適切な監査を行うため、補欠監査役としての選任をお願いするものであります。同氏が社外監査役に就任した場合には、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。その概要は、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を金1千万円または法令が定める限度額のいずれか高い額とするものであります。

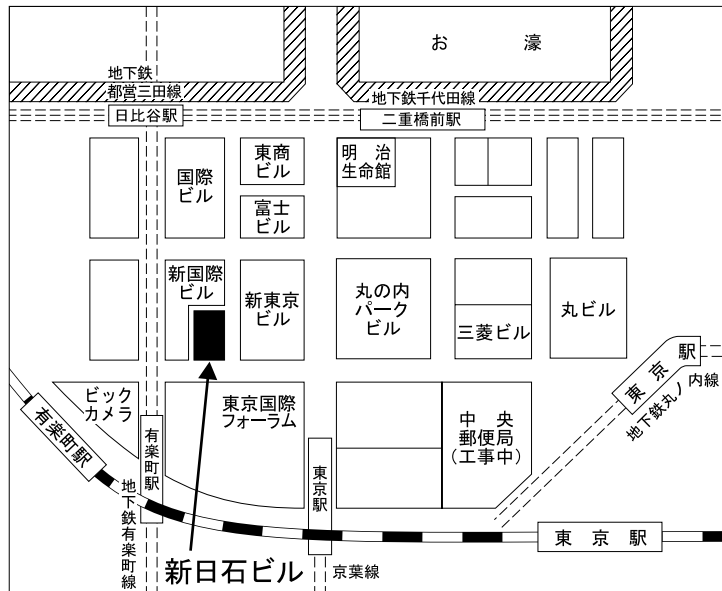
以 上

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区丸の内三丁目4番2号 新日石ビル

当社会議室（7階）

電話 03 (3213) 3751 （案内台）



本招集ご通知は、当社生産のFSC森林認証紙「森の町内会 軽差エマット FSC認証-MX」を使用しております。



古紙のリサイクルに取り組むオフィス町内会と、森林の再生に取り組む岩手県岩泉町との連携により実現した「森の町内会-間伐に寄与した紙-」を使用しています。